

議案第36号

芽室町印鑑登録及び証明に関する条例中一部改正の件

芽室町印鑑登録及び証明に関する条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和6年12月3日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

芽室町印鑑登録及び証明に関する条例（平成6年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項に次のただし書を加える。

ただし、印鑑登録者が自ら申請する場合において、規則で定める書類の提示があったときは、印鑑登録証の提示を省略することができる。

第21条を第22条とし、第18条から第20条までを1条ずつ繰り下げ、第17条の次に次の1条を加える。

（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請等）

第18条 第13条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書及び同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）を利用して、多機能端末機（本町の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、各証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

附 則

この条例は、令和7年1月15日から施行する。

説 明

令和7年1月15日から開始予定のコンビニ交付（マイナンバーカード等を利用してコンビニエンスストアに設置している多機能端末機により町の証明書を発行することをいう。）申請等を可能にするとともに、窓口申請・交付の条件を整理するため、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
(印鑑登録証明書の交付申請等) 第13条 印鑑登録者が印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、当該印鑑登録者又はその代理人が、印鑑登録証を添えて町長に申請しなければならない。 <u>ただし、印鑑登録者が自ら申請する場合において、規則で定める書類の提示があったときは、印鑑登録証の提示を省略することができる。</u> 2 一略一 (多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請等) <u>第18条 第13条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書及び同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）を利用して、多機能端末機（本町の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、各証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</u> (閲覧の禁止) <u>第19条 一略一</u> (質問調査)	(印鑑登録証明書の交付申請等) 第13条 印鑑登録者が印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、当該印鑑登録者又はその代理人が、印鑑登録証を添えて町長に申請しなければならない。 2 一略一 (閲覧の禁止) <u>第18条 一略一</u> (質問調査)

改正案	現 行
<u>第20条</u> 一略— 2 一略— (芽室町行政手続条例の適用除外)	<u>第19条</u> 一略— 2 一略— (芽室町行政手続条例の適用除外)
<u>第21条</u> 一略— (委任)	<u>第20条</u> 一略— (委任)
<u>第22条</u> 一略— <u>附 則</u> この条例は、令和7年1月15日から施行する。	<u>第21条</u> 一略—